平成２６年（フ）第１００８５号
東京都大田区西糀谷３丁目30―13　平成荘２Ｆ
破産者　成田　勇市
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００８６号
東京都大田区西糀谷３丁目30―13　平成荘２Ｆ
破産者　成田　貞子
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１００号
千葉県市川市湊２―10　Ｋボナール304、住民票上の住所千葉県船橋市大穴北２丁目22―39
破産者　渋沢　信悟
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１４８号
東京都町田市成瀬８丁目17―18―209
破産者　青木憲吾こと　金　　憲吾
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１７６号
埼玉県北本市中丸３丁目118―２　パークサイド小川Ｉ104
破産者　稗田　直樹
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１９４号
東京都足立区江北３丁目47―３
破産者　大原一こと　金　　金一
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８９号
福岡市中央区天神３丁目10番１号
破産者　株式会社スマイルスタッフ
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２２８号
栃木県真岡市東郷５番地２
破産者　有限会社あさひ屋
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４２９号
栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生554番地１
破産者　有限会社東和商事
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４４１号
栃木県宇都宮市中戸祭１丁目６番14号、開始決定時の住所栃木県宇都宮市天神２丁目４番39号　ウィングステイツマンション1201
破産者　秋本勇樹こと　鄭　　勇樹
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５１３号
栃木県下野市下古山１番地１、開始決定時の住所栃木県宇都宮市兵庫塚３丁目48番15号
破産者　楢原　榮一
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２７２号
栃木県宇都宮市清原台５丁目３番15号
破産者　スイーツファクトリーソレイユこと　濱村　寛道
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３９５号
栃木県宇都宮市下栗町1021番地１
破産者　大塚美恵子
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３号
群馬県桐生市末広町６番８号
破産者　株式会社ライズ
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第５２号
群馬県桐生市相生町３丁目446番地５
破産者　有限会社ハート・ビート
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第３４８号
埼玉県越谷市大字下間久里469番地45
破産者　有限会社東京ケース製作所
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４５４号
千葉県市川市原木３丁目15番３―105号　グリーンコーポ西船橋
破産者　森　　耕士
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２９４９号
東京都港区芝３丁目43―６―405
破産者　曽根　広哲
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０３７号
埼玉県所沢市大字上安松732―６
破産者　佐田　雅彦
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４７２号
千葉県松戸市栄町４丁目196　エステートＫ107、住民票上の住所東京都調布市国領町８丁目２―９　ライフタウン国領３―603
破産者　小黒　亜美
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０４５号
東京都大田区大森中１丁目７―19―501
破産者　張　　錫采
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部